

毎週火・金曜日発行

# 山口県報

令和5年  
1月13日  
(金曜日)

## 目次

○告示

生活保護法の規定に基づく指定医療機関の廃止の届出(厚政課)……………

生活保護法の規定に基づく医療機関の指定(厚政課)……………

生活保護法の規定に基づく介護機関の指定(二件)(厚政課)……………



### 山口県告示第三号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十条の二の規定により、指定医療機関から次のとおり医療機関を廃止した旨の届出があった。

令和五年一月十三日

名 医	療 所	機 在	関 地	廃 止 年 月 日
秋富歯科医院	宇部市大字東須恵二六三一の四		山口県知事	令和四、一〇、二〇
			村岡 嗣 政	

### 山口県告示第四号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第四十九条の規定により、医療扶助のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

令和五年一月十三日

名 医	療 所	機 在	関 地	指 定 年 月 日
くにか内科循環器・呼吸器クリニック	山口市駅通り二丁目二番二一		山口県知事	令和四、一二、一
ウオントツ岩国中津薬局	岩国市中津町二丁目四番三三		村岡 嗣 政	

### 山口県告示第五号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十四条の二第一項の規定により、介護扶助のための居宅介護を担当させる機関を次のとおり指定した。

令和五年一月十三日

居宅介護事業者 氏名又は たる事務所 の所在地	居宅介護事業所 名 称	居宅介護事業所 所在地	事業の 種類	指定年月日
熊毛郡平生町 大字平生村六 七五の一	さいとう整形 外科	熊毛郡平生町 大字平生村六 七五の一	訪問リ ハビリ ション	令和四、 七、 一
山口市鑄銭司 五六七二の一	医療法人鶴翔 会内田歯科医 院	山口市鑄銭司 五六七二の一	居宅療 養管理 指導	一〇、 二
有限会社調剤 薬局フライン	湯田温 ファイン薬局	湯田温 泉一丁目一 〇の一三 二六号		一二、 一
医療法人さい とう整形外科	熊毛郡平生町 大字平生村六 七五の一	熊毛郡平生町 大字平生村六 七五の一	通所リ ハビリ ション	六、 〇

### 山口県告示第六号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十四条の二第一項の規定により、介護扶助のための介護予防を担当させる機関を次のとおり指定した。

令和五年一月十三日

山口県知事 村岡嗣政

氏名又は 名称	住所又は主 たる事務所 の所在地	介護予防事業 の名称	事業所 の所在地	事業の 種類	指定年月日
医療法人さ いとう整形 外科	熊毛郡平生 町大字平一 七五の六	さいとう整 形外科	熊毛郡平生 町大字平一 七五の六	介護予防 訪問問 ハビリ テーション	令和四、 七、一
医療法人鶴 翔会	山口市鑄 銭司五六七 二の一	医療法人鶴 翔会内田 歯科医	山口市鑄 銭司五六七 二の一	介護予防 居宅 医療指 導管	一〇、 二
有限会社調 剤薬局フ ァイン	〇一丁目 湯田温二 の三	フ ァイン薬 局	〇一丁目 湯田温二 の三	〃	一 二、一
医療法人さ いとう整形 外科	熊毛郡平生 町大字平一 七五の六	シリハス テの大地	熊毛郡平生 町大字平一 七五の六	介護予防 通所 ハビリ テーション	〃 六、 〃

令和五年一月十三日印刷  
令和五年一月十三日発行

発行人所

山口県知事